

<資料>

平成 20 年 2 月 23 日
NPO 法人日本躰道協会
運営局長 松本 晃

NPO 法人日本躰道協会所属について

卒業後、躰道を継続する場合は、次の二つのうちいずれかを選択し、必要な手続きを行って下さい。

県地区躰道協会の「道場」に所属

NPO 法人日本躰道協会直轄「新社会人躰道同好会」(仮称)に所属(新設)

【解説】

県地区躰道協会の「道場」に所属

<大学躰道部が所属している県地区躰道協会内の道場に所属を移す場合>

移籍先の責任者に連絡し、その責任者を通して、所属の変更を NPO 法人日本躰道協会事務局に申請して下さい。月々の会費等については、所属する道場の規定に従って下さい。

<大学躰道部が所属している県地区躰道協会とは別の県地区躰道協会の道場に移籍する場合>

移籍先の責任者に連絡し、その責任者を通して、移籍届けを NPO 法人日本躰道協会事務局に提出して下さい。移籍費、月々の会費等については、道場の規定に従って下さい。

「新社会人躰道同好会」に所属

平成 20 年 4 月以降、最寄りに道場がない、会社の事情により住居が当面定まらないなどの理由で、個人練習は出来るが、特定県地区の道場への所属が困難な卒業生を対象に、原則として卒業後 3 年間の期間限定で「新社会人躰道同好会」(NPO 法人日本躰道協会直轄)を新設します。

「新社会人躰道同好会入会届」に必要事項を記入して、郵送又は FAX 連絡願います。ただし、この場合、下記事項を留意することとします。

留意事項	説明
新規道場の設立を検討の場合	<p>新規に道場を作りたい場合、その指導者の確保や練習場所の事など、相談がある場合は事務局までお問い合わせください。</p> <p>* 練習では怪我等ないよう、自己責任の下、十分注意してください。</p>
昇級昇段審査	<p>・ 受審可能</p> <p>ただし、個人宛に審査会等の開催連絡は行わないので、各自必要に応じて事務局に問い合わせして下さい。また、申請の際に数点の確認事項がございます。</p>
出場できる大会の制限	<p>・「社会人大会」、「主催者が認めた県地区大会」「オープン参加の大会」 <u>県地区所属ではありませんので、全日本選手権大会には、選手としての出場資格がありません。</u></p>
審判研修生登録	<p>・ 三段取得者は、審判研修生に登録可能（登録費 3,000 円 / 年）</p> <p>年 2 回の審判研修会への参加資格があり、将来審判員を目指したい人を支援します。事務局までお問い合わせください。</p>
会費	<p>・ NPO 法人日本躰道協会費 年会費 9,600 円（800 円 / 月）</p> <p>事務局に入会届を提出し、指定口座に振り込んでください。（年度内に他の県地区に移籍した場合はその年の協会費は支払い済みとして扱います。）</p>
県地区への早期移籍	<p>・ 早期に県地区に所属することを検討する</p> <p>この制度は暫定的な措置であり、早期に県地区躰道協会の道場に移籍することを前提として下さい。</p>

以上